

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正後
<p>Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－１－９ 認可特定保険業者が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p>認可特定保険業者が提出する申請書等において、役員等又は保険計理人の氏名を記載する際には、<u>婚姻により氏を改めた者</u>においては、<u>婚姻前の氏名</u>を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、別紙様式集各様式における役員等の氏名の記載欄について、<u>既に婚姻前の氏名を併記した別の書類を提出している場合は、当該書類以外の様式を含め、婚姻前の氏名のみを記載することができることに留意する。</u></p> <p>Ⅲ－２ 認可特定保険業者に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－１ 特定保険業の認可申請書の受理にあたっての留意点</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 認可申請書の添付書類のうち、命令第４条第５号の理事及び監事の履歴書については、住民票の抄本（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたもの）を併せて提出させるものとする。</p> <p>なお、命令第６４条第１項第１号に基づく変更の届出についても履歴書と住民票の抄本（記載内容は同様とする。）を併せて提出させるものとする。</p>	<p>Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ－１－９ 認可特定保険業者が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p>認可特定保険業者<u>又は保険募集人</u>が提出する申請書等において、役員等又は保険計理人の氏名を記載する際には、氏を改めた者においては、<u>旧氏（保険業法施行規則第２１４条第１項第４号に規定する「旧氏」をいう。以下同じ。）及び名</u>を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、特定保険業の認可申請書等又は理事等の選退任の届出書等に、<u>既に旧氏及び名を併せて記載して提出している場合には、当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該書類以外の様式を含め、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。</u></p> <p>Ⅲ－２ 認可特定保険業者に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－１ 特定保険業の認可申請書の受理にあたっての留意点</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 認可申請書の添付書類のうち、命令第４条第５号の理事及び監事の履歴書については、住民票の抄本（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたもの）を併せて提出させるものとする。</p> <p>なお、命令第６４条第１項第１号に基づく変更の届出についても履歴書と住民票の抄本（記載内容は同様とする。）を併せて提出させるものとする。</p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（本編）新旧対照表（案）

現 行	改正後
	<p><u>なお、上記で提出させるものが、旧氏を証するものでないときは、当該旧氏を証する書類を提出させるものとする。</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編）改正文（案）

第一条 次に掲げる様式中「印」を削る。

- 一 認可特定保険業者等関係 別紙様式Ⅰ-1 からⅠ-3-4 まで、Ⅰ-10 からⅠ-31 まで、Ⅰ-33 からⅠ-46 まで、Ⅰ-49 及びⅠ-50
- 二 募集人等関係 別紙様式Ⅱ-1 及びⅡ-2
- 三 監督指針事務手続等関係 別紙様式Ⅲ-1

第二条 次に掲げる様式中「氏名（自署捺印） 印」を「氏名」に改める。

- 一 認可特定保険業者等関係 別紙様式Ⅰ-8

第三条 次に掲げる様式中「代表者名 印」を「代表者名」に改める。

- 一 認可特定保険業者等関係 別紙様式Ⅰ-32